

浜松市動物の愛護及び管理に関する条例(案) に対するご意見ありがとうございました

市民の皆さんからの提出意見と
その意見に対する市の考え方の公表



令和5年9月から10月にかけて実施しました浜松市動物の愛護及び管理に関する条例(案)に対する意見募集(パブリック・コメントの実施)に貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。

意見募集を行った結果、市民等38人1団体から153件のご意見が寄せられましたので、それらのご意見とご意見に対する市の考え方を公表いたします。

ご意見につきましては、項目ごとに整理し、適宜要約し掲載しております。

この内容は、市ホームページ(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>)にも掲載しております。

条例案は、浜松市議会2月定例会へ提案する予定です。浜松市動物の愛護及び管理に関する条例に対するご理解とご協力をお願いいたします。

令和5年12月

浜松市都市整備部動物愛護教育センター

〒431-1209 浜松市西区舘山寺町199

TEL 053-487-1616

FAX 053-487-1675

Eメールアドレス

aikyou@city.hamamatsu.shizuoka.jp

募集結果

【実施時期】	令和5年9月15日から令和5年10月16日			
【意見提出者数】	38人・1団体			
【意見数内訳】	153件 (提案 98件、要望 19件、質問 24件、 その他 12件)			
【提出方法】	持参(0) 郵便(6) 電子メール(114) FAX(0) 説明会等(33)			
【案に対する反映度】	案の修正	4件	今後の参考	48件
	盛り込み済	13件	その他	88件

目次

第1条	目的 (意見数 3件)	3ページ
第2条	定義 (意見数 5件)	3ページ
第3条	市の責務 (意見数 7件)	5ページ
第4条	市民の責務 (意見数 2件)	6ページ
第5条	飼い主になろうとする者の責務 (意見数 2件)	7ページ
第6条	飼い主の責務 (意見数 9件)	7ページ
第7条	飼い主の遵守事項 (意見数 8件)	10ページ
第8条	犬の飼い主の遵守事項 (意見数 6件)	12ページ
第9条	飼い犬の係留 (意見数 6件)	13ページ
第10条	飼い犬の加害の届出 (意見数 4件)	14ページ
第11条	飼い犬による被害の届出 (意見数 1件)	15ページ
第12条	加害飼い犬の飼い主に対する措置 (意見数 3件)	15ページ
第13条	猫の飼い主の遵守事項 (意見数 19件)	16ページ
第14条	飼い主のいない猫に繰り返し餌を与える者の遵守事項 (意見数 17件)	20ページ
第15条	犬又は猫の多頭飼育の届出 (意見数 15件)	23ページ
第16条	特定動物の飼い主の遵守事項 (意見数 6件)	25ページ
第17条	特定動物の飼い主に対する措置 (意見数 0件)	26ページ
第18条	動物の譲渡 (意見数 4件)	27ページ

第19条 立入調査等（意見数 2件）	28ページ
第20条 動物愛護管理員の設置（意見数 1件）	28ページ
第21条 委任（意見数 0件）	28ページ
第22～27条 罰則（意見数 1件）	29ページ
その他（意見数 32件）	29ページ

本書では、以下の法律・条例（案）について略称で表記しています。

動物の愛護及び管理に関する法律・・・動物愛護管理法
浜松市動物の愛護及び管理に関する条例（案）・・・条例（案）

第1条 目的（3件）

提案 1	ペットを家族の一員とする家庭が増えており、動物の尊厳も大切なことから、動物福祉という文言を加えてはどうか。
-----------------	---

【市の考え方】その他

「動物福祉」は広い意味で使われており、家畜をはじめ、愛玩動物、野生動物、魚類に至るまで含んでいると考えられています。

本条例（案）は、市民の動物に対する愛護の意識の高揚を図り、犬や猫などの動物の健康や安全の保持、人の身体や財産への被害防止、生活環境の保全を図ることが目的であるため、原案のとおりとします。

提案 2	第1条における「～支障を防止し、もって～」を、「～支障を防止及び排除し、もって～」に修正すべきと考えるがいかがか。支障が生じることを事前に防止できれば何よりベストだが、既に生じてしまった支障を事後的に取り除き、生活環境を回復させるという概念も同時に重要と思う。本条例案の内容にも「支障の排除」に関する取り組みが記載されており、「防止」の段階だけでなく「事後的」な段階にわたってもシームレスに対応していくという姿勢を目的規定で示すことは意義あるものと考ええる。
-----------------	---

【市の考え方】今後の参考

支障を排除することにつきましては、「保全上の支障を防止する」に含まれるものと考えます。

本条例（案）は、動物の愛護及び管理に関する施策を推進するものであり、既に生じている支障につきましては適宜対応してまいります。

提案 3	第1条における「もって人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。」を「もって人と動物との調和のとれた共生社会の実現に資するとともに、動物好きの人もそうでない人も相互に理解し合える地域社会を築くことを目的とする。」に修正することを提案する。
-----------------	--

【市の考え方】その他

市民の中には、動物好きの人やそうでない人のほか、動物に対しては関心や興味のない人もいます。

条例（案）では、これらの全ての人を対象として、動物の愛護及び管理に関する施策を推進しています。「市民」にはこれら全ての人が含まれ、市全体として人と動物の共生する社会の実現を図ってまいります。

第2条 定義（5件）

提案 4	法の中にある特定動物に対する定義が抜けているので追加した方がよい。
-----------------	-----------------------------------

【市の考え方】盛り込み済

第7条に、「法第25条の2に規定する特定動物」として定義しています。

提案 5	動物愛護管理法第44条により、動物を愛護動物と言葉の修正をした方が良い。
提案 6	動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針がある為、動物の所有者以外の者が飼養等をする場合、占有と言葉を修正した方が良い。

【市の考え方】 その他

動物愛護管理法においても、「動物」という用語を使用していますが、第44条では罰則が適用される範囲を「愛護動物」と定義しています。

このため、「動物」の用語は原案のとおりとします。

なお、第44条の「愛護動物」とは、

- 1 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いばと及びあひる
- 2 上記のほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものと定義しています。

また、動物愛護管理法では、「動物の所有者又は占有者」という表現をしていますが、本条例では飼い主のいない猫などの、複数の飼養者のいる場合も対象であることをわかりやすくするため「人が飼養又は保管（以下「飼養等」という。）をしている動物」と表現しました。

質問 1	野生動物を除く哺乳類、鳥類、又は爬虫類に属するものを検討して欲しい。現定義では飼い主のいる哺乳類、鳥類、爬虫類となっているが、畜産業、養鶏業、養鵺業(すっぽん)等も含まれると思う。この条例（案）では畜産、研究に供する動物も含まれるのか。
-----------------	--

【市の考え方】 その他

「飼い主」とは、動物の所有者や飼養等をしている者をいい、自宅等で動物を飼養する者のほか、動物取扱業者や畜産業者なども含んでいることから、畜産等における動物や実験動物も対象となります。

ただし、終生飼養の規定に関しては、第5条及び第6条第3項「畜産その他の正当な理由がある場合を除き」として除外しています。

質問 2	第2条において例えば、「Aの所有する敷地にある倉庫内にある倉庫に勝手に住み着いた動物が、相当の期間以上、その倉庫内に住み着いている（Aの意思でそうしているのではなく、あくまで動物が勝手に住み着いている）」状態は、「人が飼育又は保管」する状態にあたるか否かを教えて欲しい。もし仮にあたらないということであれば、上記のようなケースも第2条における「動物」の対象に加えるような書き方に定義を修正することを提案したいと思う。
-----------------	--

【市の考え方】 その他

動物が自活できていて、単に倉庫を住処としているだけののであれば「人が飼育又は保管」には該当しません。野生動物などがこれに当たります。

ただし、敷地や建物の所有者以外の人などが餌やり等を行っており、人に依存して活動している動物の場合には、「人が飼育又は保管」に該当することになります。

本条例（案）は人が飼養等をしている場合の責務や遵守事項を規定することを目的としていることから、原案のとおりとします。

第3条 市の責務（7件）

提案7	推進する為の計画を策定し市民と協働して実施することや、静岡県を含めた他自治体と協力するように努めることを追加してはどうか。
-----	---

【市の考え方】今後の参考

動物愛護管理法では、動物愛護管理推進計画は都道府県が定めることとなっております。市独自の計画を策定することは現在考えおりませんが、その必要性については今後検討してまいります。

また、現在、他自治体との連携協力は行っており、今後も連携強化に向けて努めてまいります。

提案8	市の責務として、「地域猫活動と飼い主のいない猫に対する施策を進めるように努めなければならない」を加えてはどうか。
提案9	市の責務として、「市民に飼い主のいない猫に関する知識の普及啓発を行わねばならない」ことを記載してはどうか。

【市の考え方】その他

飼い主のいない猫に対する施策については、市の責務として規定されている「動物の愛護並びに適正な飼養等に関する普及啓発その他の施策」に含んでいます。

他の動物と同様に飼い主のいない猫につきましても、愛護や適正な飼養に関する普及啓発や施策の推進に努めてまいります。

提案10	「～支障の防止等のため～」を、「～支障の防止及び排除等のため～」に修正すべきと考えるがいかがか。
------	--

【市の考え方】今後の参考

支障を排除することにつきましては、「保全上の支障を防止する」に含まれるものと考えます。

本条例（案）は、動物の愛護及び管理に関する施策を推進するものであり、既に生じている支障につきましては適宜対応してまいります。

提案11	「動物好きの人もそうでない人も相互に理解し合える地域社会を築く」という観点を加えるのはいかがか。動物愛護を通じて、ひいてはより良い地域社会を形成することが最終的なゴールであると考え。案の段階では地域社会への言及がないため、市はその最終目標を達成する責務を有する旨記載することを提案したいと思う。
------	---

【市の考え方】その他

市民の中には、動物好きの人やそうでない人のほか、動物に対しては関心や興味のない人もいます。

条例（案）では、これらの全ての人を対象とし、市全体として動物愛護を推進することにより、人と動物の共生する社会の実現を図ってまいります。

提案 12	「動物に関する地域住民間のトラブルが発生した際には、市が進んでその調整を行う、もしくはその取り組みを支援する責務を有する」という条項を追加すべきと考えるがいかがか。動物に関する地域住民間のトラブルは年々激化しており、当事者間もそうであるが、調整役を果たしている自治会関係者も精神的に非常に疲弊し、対応に苦慮しているとも聞く。こうした方々の気持ちを踏まえ、難しいとは思いますがなんとか「トラブル調整に関する市の責務」についての条項は盛り込んでいただけると有難い。
------------------	--

【市の考え方】その他

地域住民間のトラブルにつきましては、相談の受け付けや解決に向けた助言もいたしますが、基本的には当事者間や地域で解決すべきものと考えますので、原案のとおりとします。

提案 13	「終生飼養することの重要性を市民に対し積極的に普及啓発すること」という文言を追加することを提案する。
------------------	--

【市の考え方】その他

市民への終生飼養についての普及啓発は、市の責務として規定されている「動物の愛護並びに適正な飼養等に関する普及啓発その他の施策」に含まれていますので、ご意見の文言を追加することは考えていません。

第4条 市民の責務（2件）

提案 14	市民の責務には「法人」も入れて「市民及び法人の責務」としてはどうか。その理由は、市が実施する動物の愛護及び管理に関する施策を滞りなく実行していくためには、市民の協力だけでなく法人の協力も不可欠と考えるため。市の施策を行う上で法人も主体となる必要があり、例えば、ペットショップに働きかけ、対象動物の購入者に本条例の広報活動をお願いすること、マンション管理をしている法人に対して地域猫のTNR活動（※）を推進していく協力を促すなどの施策推進を想定した場合に法人も責務に入れた方が施策を推進しやすくなるのではないかと（本条例の目的である人と動物の共生する社会の実現を図るためにも法人に対しても努力義務規定を設けるべきと思う）。
提案 15	個人だけでは周辺環境の保全是難しいと感じている。そこで法人の力を借りられたらいいのではないかと。野良猫の多い町のマンション、アパートの管理会社に猫用トイレの設置を協力していただけたら、野良猫の糞尿被害も減ると思う。個人、市、法人で力を合わせて住みやすい町をつくるべきだと思う。

【市の考え方】今後の参考

飼い主でない法人に対してまで協力の努力義務を課すことはしませんが、市の責務として関係する法人への動物愛護の推進や施策への協力を求めてまいります。

※TNR活動・・・

野良猫（飼い主のいない猫）の繁殖を抑え、自然淘汰で数を減らしていくことを目的に、捕獲(Trap)し、不妊去勢手術(Neuter)を施して元のテリトリーに戻す(Return)活動のこと

第5条 飼い主になろうとする者の責務（2件）

提案 16	「終生飼養する覚悟をもって」「飼い主になろうとする者の将来の加齢に伴う身体機能の低下、ひいては飼育能力の低下を考慮」「飼育の目的を考慮」「家族の一員として迎えるという意識・自覚」「動物という命あるものとしての存在を自覚」「飼養しようとする動物の生態、習性等に関する知識の習得に努める」という要素を盛り込むべきと提案する。「飼い主になろうとする者」という外形的な行為に現れない行為への責務規定なので、いささか精神論に訴える内容も多少盛り込み独自性を出すのも良いかと思う。特に、終生飼養するために必要な事項（飼い主の身体機能、家族の一員として迎える意識、知識習得）についてはもっと強調すべき。
------------------	--

【市の考え方】 今後の参考

ご指摘のような具体的な内容につきましては、啓発活動や教育事業などにより、広く周知を図ってまいります。

提案 17	「万が一環境放出された場合に、地域社会や環境に多大な影響を及ぼす種を飼育することは極めて慎重とする」旨も追加すべきと考える。「地域社会」に対しては、2020年に静岡県内でサーバルキャットが、2021年には横浜市でアミメニシキヘビが脱走したことにより地域住民に甚大な恐怖や行動制約を与えた事例を考慮した。「環境」に対しては、特定の危険な動物でなくても、飼えなくなって外に捨てた場合には地域の生物多様性などに影響が生じかねないことを踏まえたものである。
------------------	--

【市の考え方】 その他

特定動物や動物の遺棄については、動物愛護管理法により厳しく規制されていますので、条例（案）へ追加することは考えていません。

第6条 飼い主の責務（9件）

質問 3	終生飼育についての解説に「事前に譲渡先を探しておくことも推奨されます。」とありますが、どのように探したらよいですか。 また、多くのボランティア団体は無償で譲渡先を探したり一時預かりをされていると思いますが、経済的負担も大きいので、浜松市の助成制度・報酬規定などあればお教えてください。
-----------------	---

【市の考え方】 今後の参考

譲渡先については、ボランティア団体への相談や情報誌、インターネット等を利用して探していただくこととなります。

動物ボランティア団体の活動は、動物愛護の推進にとって大変重要であることを認識しております。

現在、ボランティア団体等への直接の助成制度はありませんが、今後の参考とさせていただきます。

提案 18	飼い主の責務や遵守事項についても、罰則、少なくとも過料がないと実効性がひくいのではないか。
------------------	---

【市の考え方】 その他

責務や遵守事項については、罰則を科すことが目的ではなく、人と動物が共生する社会の実現を目指すため、動物に対する愛護意識の高揚や環境への意識向上を図ることを目的としています。

このため、罰則で遵守させるのではなく、啓発により市民意識の向上を図ります。

提案 19	この条例では家畜に対しての記載がないが、最近では山羊や豚などをペットのように飼育して、飼養衛生管理基準を守らない飼い主がいるので、何らかの規制が必要ではないか。
------------------	--

【市の考え方】 盛り込み済

本条例における動物とは、人が飼養又は保管をしている動物であって、哺乳類、鳥類又はは虫類に属するものをいい、家畜に対しても、飼い主の責務（第6条）や飼い主の遵守事項（第7条）が適用されます。

また、家畜伝染病予防法第12条の3第3項に基づく飼養衛生管理基準はペットであっても適用されます。

提案 20	「当該動物にみだりに苦痛を与えない」「動物の健康や安全を脅かさない」「人の生命・財産等に害を与え、周囲に迷惑をかけないように適正に飼育する」という旨を追記すべきと考えるがいかがか。第7条に同様の規定がすでにあるかと思うが、重要な事項なので、改めて第6条でも記載することが必要と思う。
------------------	---

【市の考え方】 盛り込み済

ご指摘の規定については、動物の特性に合わせたそれぞれの箇所で規定しています。重複して記載することは考えていません。

提案 21	「～適正な飼養等をするのが困難となるおそれがあると認めるときは、～」を、「～適正な飼養等をするのが困難、もしくは新たな所有者等を見つけることが困難になるおそれがあると認められる時には、～」に修正すべきと考えるがいかがか。動物の命は飼い主が手放した後も続く。飼い主は、万が一動物が自らの手を離れた後の生活についても考慮しながら飼育を行う必要があると考える。
------------------	---

【市の考え方】 盛り込み済

動物がみだりに繁殖して「新たな所有者等を見つけることが困難になるおそれがある」は、「適正な飼養等をするのが困難となるおそれがある」に含まれるため、原案のとおりとします。

提 案 22	「～場合には、適正に飼養等を行うことができる～」を、「～場合には、自らの責任において、適正に飼養等を行うことができる～」に修正することを提案する。他人任せではなく、自らの責任で解決するという意識を持ち合わせてほしい。それは動物を手放そうとする者が担う、動物に対する最後の責任である。
-----------------------	---

【市の考え方】 その他

第6条第3項において飼い主の責務として「適正に飼養等を行うことができる新たな飼い主を見つけるように努めなければならない」としていることから、原案のとおりとします。

提 案 23	「①動物の所有者は、動物をその終生にわたり飼養するよう努めなければならない。（畜産その他の正当な理由がある場合を除く）と ②やむを得ず飼養等を行うことができなくなった場合には、自らの責任において、適正に飼養等を行うことができる新たな飼い主を見つけるよう努めなければならない。」の2つに項を分けるべき。目的は①の「終生飼養」の一項を短くすることにより、シンプルにかつ強調すること。①は、この条例の中で最も重要な条項であると思う。一文が冗長だと「終生飼養」の箇所がぼんやりして宙ぶらりんになってしまう。シンプルに一文にすることにより、「終生飼養」の重みが増すと思う。
-----------------------	--

【市の考え方】 その他

原則は終生飼養に努めることであり、そのうえでやむを得ない事情が発生した場合に限り新たな飼い主を見つけることとしていることから、原案のとおりとします。

提 案 24	「飼い主は、周辺環境に配慮し、近隣住民の理解を得られるよう心がけ、もって人と動物とが共生できる環境づくりに努めなければならない。」という文言を追加することを提案する。自らの飼育状況によっては、その動物を不幸な目にあわせるのみならず、地域住民の生活環境をもおびやかす事態になることを考慮すべき。
-----------------------	--

【市の考え方】 盛り込み済

飼い主の遵守事項（第7条）、犬の飼い主の遵守事項（第8条）、猫の飼い主の遵守事項（第13条）、特定動物の飼い主の遵守事項（第16条）において、周辺環境への配慮や動物の健康安全等について規定していることから、本条は原案のとおりとします。

提 案 25	「動物が苦手な者もいることを考慮し」という要素を追加することを提案します。
-----------------------	---------------------------------------

【市の考え方】 その他

動物が苦手な人ばかりではなく、動物が好きな人などに対しても、鳴声やふん尿被害など生活環境への被害を防止しなければならないため、原案のとおりとします。

第7条 飼い主の遵守事項（8件）

提案 26	飼い主の遵守事項として、健康状態に注意を払い疾病の予防等健康管理を行うことや人と動物の共通感染に対する知識を持ち感染予防に留意することを追加してはどうか。
------------------	---

【市の考え方】今後の参考

第7条第7号において、疾病の予防管理を行うこととしています。人獣共通感染症などにつきましては、啓発や教育事業などにより周知を図ってまいります。

提案 27	飼養する動物に対しマイクロチップ身元表示することを追加してはどうか。
------------------	------------------------------------

【市の考え方】その他

動物愛護管理法第39条の2により、犬猫販売業者にはマイクロチップの装着並びにマイクロチップ識別番号及び所有者に係る情報の登録が義務化されています。

また、犬猫販売業者以外の犬又は猫の所有者は、その所有する犬又は猫にマイクロチップを装着するよう努めなければならないと規定されています。

要望 1	動物愛護は大事だが、犬猫のふんや害鳥、害獣の被害もあるのでこれらの対策も考えていただきたい。
-----------------	--

【市の考え方】今後の参考

飼い主の遵守事項（第7条）、犬の飼い主の遵守事項（第8条）、猫の飼い主の遵守事項（第13条）において、ふん等処理や排便のしつけなど、周辺環境への配慮について規定しています。

犬猫のふんの放置については、従来より市民からの相談もあることから、今後も啓発看板の設置や指導等による対策をしてまいります。

提案 28	「動物の種類、発育状況等に応じて適正に給餌及び給水をする。」に修正すべきと考える。案の段階では「適正」の範囲が広すぎるように感じる。適正の範囲をある程度限定しておかないと、後々対応に苦慮することにならないだろうか。
------------------	---

【市の考え方】案の修正

「適正に給餌及び給水」については、動物の種類、発育状態等に合わせる必要であると考えますので、いただいたご意見の内容を反映させるように修正いたします。

提案 29	「動物を飼養する場所を常に清潔にし、悪臭等の発生を防止すること」 「人と動物との共通感染症に関する正しい知識を持ち、感染の予防に注意を払うこと」「動物の健康状態を把握し、異常を認めた場合には、必要な措置を講ずること。」「自己の飼養する動物を捨てないこと。」「自己の飼養する動物をみだりに繁殖させないようにすること。」「(鳴き声、悪臭、羽毛等に限らず) 他人や他の動植物に迷惑をかけないこと」という要素を追加すべきと考えるがいかがか。
------------------	---

【市の考え方】盛り込み済

「動物を飼養する場所を常に清潔にし、悪臭等の発生を防止すること」は第4号に含まれ、「人と動物との共通感染症に関する正しい知識を持ち、感染の予防に注意を払うこと」や「動物の健康状態を把握し、異常を認めた場合には、必要な措置を講ずること。」は第7号に含まれると考えます。

「自己の飼養する動物を捨てないこと。」は動物愛護管理法第44条第3項で規定されています。

「自己の飼養する動物をみだりに繁殖させないようにすること。」は本条例(案)第6条第2項に含まれます。

「(鳴き声、悪臭、羽毛等に限らず) 他人や他の動植物に迷惑をかけないこと」につきましては、「鳴き声、悪臭、羽毛」はあくまでも例示に過ぎないので原案のとおりとします。

提案 30	「逸走した場合は、これを自ら搜索し、收容すること。」に修正することを提案する。搜索を他人任せ、收容を努力義務にすべきではない。
------------------	---

【市の考え方】その他

飼い犬が逸走し、放浪犬として発見又は市民からの通報があった場合は、狂犬病予防法や静岡県動物の愛護及び管理に関する条例により、市が抑留・收容しなければなりません。このため飼い主に対して自ら收容することを義務化することは実情と齟齬が生まれます。

また、飼い猫が逸走し、行方が分からない場合や、捕獲や收容することが難しいこともありますので、本条では原案のとおり努力義務とします。

提案 31	「鳴き声、体臭、羽毛、糞尿、集合住宅の規約違反等によりに迷惑をかけず又は不快な念を抱かせないこと」に修正することを提案する。「臭い」は目に見えないものであり、また個人の感覚差が大きいため、「悪臭」の範囲を特定することは難しいと感じる。動物を所有しない人にとって、動物の臭いそのものが日常生活に入り込まないのが当たり前であるのだから、定義があいまいな「悪臭」ではなく「体臭」とし、より広い範囲にするのが適切と考える。
------------------	---

【市の考え方】その他

悪臭には体臭のほか、ふん尿による臭いも含まれています。

ご指摘のとおり、臭いに関しては個人差が大きく、動物を所有しているか否かに関わらず不快感を与える一因であり、場合によっては餌の臭いも悪臭となるおそれがあります。

このため、本条では臭いの元を限定せずに悪臭のままとします。

要望 2	「鳴き声」について、このままの表現にすることを強く希望します。特段の修飾語をつけずに、条例にしていきたいと思えます。
-----------------	--

【市の考え方】 今後の参考

いただいたご意見は、参考とさせていただきます。

第8条 犬の飼い主の遵守事項（6件）

要望 3	飼い犬のふんの未処理について、飼い主を罰金又は科料に処することを明文化して下さい。
-----------------	---

【市の考え方】 その他

飼い主の遵守事項については、罰則により守っていただくものではなく、飼い主のマナー意識を向上させることにより、周辺環境の保全が図られるものと考えますので、今後も啓発等に努めてまいります。

提案 32	動物福祉、排せつ、散歩に反応して吠える犬などの理由から、犬の夜間散歩を禁止にしたい。
------------------	--

【市の考え方】 その他

夜間散歩における排せつや鳴声に関しては、飼い主の意識やしつけによるものであると考えられます。

このため、夜間散歩については、相当の理由もなく一律に禁止することはできないと考えています。

要望 4	狂犬病予防法に基づく予防注射及び済票の装着をすることを追加した方がよい。
-----------------	--------------------------------------

【市の考え方】 その他

狂犬病予防法第5条により、予防注射及び済票の装着が義務付けられています。

本条例（案）では、法律や他の条例と重複するものについては対象外としております。

提案 33	「人や他の動植物に対し迷惑又は危害を及ぼすことがないように適正なしつけを行い、所有者等の制御に従うように訓練すること。」に修正することを提案する。単にしつけを行うだけでなく、最終的には他人に危害を加えそうになった時、所有者の制御に従いその行動をやめさせるところまで規定する必要があると考える。
------------------	--

【市の考え方】 盛り込み済

「人や他の動植物に対する危害」は「人に迷惑を及ぼすこと」に含まれ、「制御に従うこと」については「適正なしつけ」に含まれると考えますので、原案のとおりとします。

提案 34	「～携行するなどして、これらを適切に処理すること。」を「～携行するなどして、犬がふん尿を排せつした場合には直ちに当該ふん尿を除去する等、これらを適切に処理すること。」に修正することを提案します。
------------------	---

【市の考え方】案の修正

いただいたご意見の内容のうち、ふん尿の除去については「適切に処理すること」に含まれると考えますが、排せつ物を速やかに処理することについては大切なことであるため、速やかに処理することについて条文に追加するように修正します。

提案 35	「施設等のある土地又は建物の出入口付近の外部から他人の見やすい場所に、飼い犬の飼養、又は保管等をしている旨の表示をすること。」に修正することを提案します。
------------------	---

【市の考え方】その他

飼い犬の飼養等をする場所については、様々な形態があるため、出入口付近などと限定することは現状に即さないことも考えられます。

このため、本条は原案のとおりとします。

第9条 飼い犬の係留（6件）

要望 5	条文に、「放し飼い（ノーリード）での散歩の禁止」、「ノーリードにならないような適切（適正）な用具を用いること」を追加して欲しい。
質問 4	係留については、ノーリードでの散歩も含まれますか。条例の文言から具体的な内容（身近な事例）が分かりづらいことがあります。

【市の考え方】今後の参考

飼い犬については、散歩も含めて常に係留しておかなければなりません。（一部に係留が免除される規定あり）

係留の具体的な方法もしくは状況については、今後、解説等の作成や周知啓発などにより具体的に示してまいります。

その他 1	飼い犬の係留（第9条）、飼い犬の加害の届出（第10条）、飼い犬による被害の届出（第11条）をそれぞれ独立した条としていることに賛成。それぞれの規定をより分かりやすく記載できていると考える。
その他 2	第9条について賛成です。適切な規定だと思います。ぜひ、案文の一字一句とも変えずに条例にしていきたいと思います。

【市の考え方】今後の参考

いただいたご意見は、参考とさせていただきます。

提案 36	<p>条例に、以下の通り犬の収容に関する条項を新設することを提案します。</p> <p>「市長は、飼い主が第9条の規定に違反したため、逸走している犬があるときは、その職員をしてこれを収容させることができる。前項の職員は、収容しようとして追跡中の野犬等がその所有者等又はその他の者の土地、建物又は船車内に入った場合において、これを収容するためやむを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において、その場所(人の住居を除く。)に立ち入ることができる。」</p> <p>犬は狂犬病など人間にとって重篤な事象をもたらす病原菌を保有している可能性がある。そのため、野犬を発見した場合には行政が積極的にこれを収容することを条例で謳うことは大変に意義のあるものと考えられる。</p>
------------------	--

【市の考え方】 その他

ご提案については、狂犬病予防法第6条(鑑札又は注射済票を付けていない場合)と静岡県動物の愛護及び管理に関する条例第10条(鑑札と注射済票を付けている場合)で規定されていますので、これらに従い対応してまいります。

提案 37	<p>以下の通り、条例に野犬の駆除に関する条文を追記することを提案します。</p> <p>「野犬等が人の生命等に害を加え、又は加えるおそれがあり、かつ、通常の方法ではこれを収容することが著しく困難であると認めるときは、区域及び期間を定め、薬物等を使用してこれを掃とうすることができる。」</p>
------------------	---

【市の考え方】 その他

いわゆる「毒餌」などの薬物の使用については、人や野生動物へ被害を与える可能性があるため、野犬の駆除に使用することは考えていません。

第10条 飼い犬の加害の届出(4件)

その他 3	<p>第10条について賛成です。特に、狂犬病の有無を記載している点は極めて画期的と思います。犬にかまれた人が狂犬病を発症し、国内で死亡した事例もあるため、狂犬病の有無を飼い主に確認させる義務を規定することは極めて重要と考えます。</p>
------------------	--

【市の考え方】 今後の参考

いただいたご意見は、参考とさせていただきます。

その他 4	<p>第10条第1項について、罰則規定を設けていることに賛成です。</p>
------------------	---------------------------------------

【市の考え方】 今後の参考

いただいたご意見は、参考とさせていただきます。

要望 6	第10条第2項についても罰則規定を設けることを提案します。
-----------------	-------------------------------

【市の考え方】 今後の参考

いただいたご意見につきましては今後の状況を検証したうえで、必要性について検討してまいります。

要望 7	第10条第2項について、「直ちに」を「48時間以内に」に修正することを提案します。
-----------------	---

【市の考え方】 その他

狂犬病の発症を防ぐためには、咬んだ犬が狂犬病であるかを迅速に確認する必要があるため、検診は直ちに行うべきと考えます。

第11条 飼い犬による被害の届出（1件）

要望 8	第11条について賛成です。事件があった際にお互いに言った、言っていないの水掛け論になることを防ぐためには必要な規定と思います。ただ、「仮に被害を届け出なかった場合でも被害救済に不利に働くことはない」ことを条文内で明言していただけると、市民にとって安心できると思います。
-----------------	--

【市の考え方】 今後の参考

加害や被害の届出は、責任の追及や救済のためになされるのではなく、狂犬病予防や今後の事故防止が目的であり、被害者に対しても届出をお願いするものです。被害者への対応や賠償などについては、当事者間で行われることとなり、市が判断すべきものではありませんので、ご意見の条文の追加は考えておりませんが、今後も事故防止に努めてまいります。

第12条 加害飼い犬の飼い主に対する措置（3件）

要望 9	10条から12条について、ペットの躰は飼い主の躰からを強調して欲しい。それには、時間と金がかかることを理解してもらおう。
-----------------	--

【市の考え方】 今後の参考

犬による加害の防止には、ご意見のとおり、犬のしつけや訓練だけでなく、飼い主自身が高い意識を持つことが重要です。犬による危害を減らすため、重点的に啓発をしていきたいと考えます。

その他 5	第12条について賛成です。罰則規定を設けることについても賛成です。
------------------	-----------------------------------

【市の考え方】 今後の参考

いただいたご意見は、参考とさせていただきます。

質 問 5	第12条の命令には、殺処分も含まれうる可能性があるのか教えてほしい。
----------------------	------------------------------------

【市の考え方】その他

危害防止措置の中には殺処分も含まれますが、命令の目的としては今後の事故発生を防ぐためのものですので、狂犬病の疑いがある場合を除き、殺処分を命じることは考えていません。

第13条 猫の飼い主の遵守事項（19件）

提 案 38	「努めること」という表現では強制力が弱く、被害軽減に繋がるかどうか疑問に感じる。第9～第12条の飼い犬に対する罰則と同様に、被害が出た場合は行政による強制力を持った措置・罰則が適用できるようにしないと意味がないのではないか。
-----------------------	--

【市の考え方】その他

本条では猫の飼い主の遵守事項として、周辺住民や環境への被害防止、動物の安全について規定することにより、飼い主の意識向上を図ることを目的としています。

罰則につきましては、動物愛護管理法において、都道府県知事（指定都市の長）に、動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因した騒音又は悪臭の発生などによって周辺の生活環境が損なわれている事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言をすることができる権限が与えられており、必要な措置をとるよう勧告することができます。（動物愛護管理法第25条第1項・第2項）

勧告に係る措置をとらなかった場合は命令することができ（同条第3項）、この命令に違反した者への罰則が規定されています。（動物愛護管理法第46条の2）

提 案 39	猫の飼育について届け出制とし、飼い猫は首輪や IC チップで飼い主が特定できるようにしてほしい。
提 案 40	飼い猫が逃げ出した場合に備え、迷子札等身元表示をするようにしたらどうか。
提 案 41	「所有者の氏名・連絡先を記した首輪・名札又はマイクロチップを装着すること」という規定を盛り込むことを提案する。猫は放し飼いされるケースが比較的多い実情を踏まえ、飼い主としての責任を明確にすべく、そのような措置を行うべきと考える。

【市の考え方】その他

猫の届出制や鑑札等装着の義務化については考えていませんが、動物愛護管理法第39条の2により、犬猫販売業者にはマイクロチップの装着並びにマイクロチップ識別番号及び所有者に係る情報の登録が義務化されています。

また、既に飼われている猫やその子猫へのマイクロチップの装着は努力義務となっています。

猫への鑑札（迷子札）やマイクロチップの装着は、逸走時や災害発生時には飼い主の捜索や連絡などにおいて大変有効なものとなりますので、普及啓発に努めてまいります。

提案 42	「屋内等での飼育に努めること」とあるが、「猫を屋外へ出してはいけない」とした方が良い。理由は、猫が外へ行けば、必ず糞尿し、近隣の住宅敷地に被害を及ぼすから。また、夜中に鳴いて、人間生活に悪影響を及ぼすから。
提案 43	猫は屋外に出ると自由に他人の敷地に排泄をするので、「猫の屋外飼育は難しいので禁止」というくらいの強い表現が必要。
提案 44	猫の放し飼い禁止について、すでに条例化した自治体もあるようなので、SFTS なども問題となっている今般、今回は無理でも今後条例で規制すべきとこの条例で明記すべきではないか。
提案 45	猫の飼育について、室内飼いが難しい場合は繁殖制限措置の実施を義務化したらどうか。
提案 46	第13条第2号、第3号に罰則がないのは何故ですか。屋内で飼育をしない、不妊手術しないという事が原因で野良猫が繁殖しています。野良猫の殺処分がゼロになるためには守らなければならない、違反した者には罰則を与えてほしいです。
要望 10	飼い猫、あるいは野良猫による糞尿に何十年も困っているのので、猫の外飼いを強く禁止してほしい。
要望 11	猫の放し飼いについては、厳しく対処する旨市民に周知してほしい。切実な願いである。

【市の考え方】その他

猫の屋内飼養は、家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成14年環境省告示第37号）では努力義務であり、希少動物の保護といった地域の特殊事情等が無い本市において、本基準を超える義務化については考えていません。

室内飼いであるかの如何を問わず、みだりに繁殖して適正な飼養等をするのが困難となるおそれがあると認めるときは繁殖を防止するための措置を講じなければなりません。

屋内飼育は努力義務であり、適正な飼養が可能な場合は繁殖防止の義務もないことから、これらに対する罰則は考えていませんが、飼い主へは周辺住民の生活環境に支障を与えることがないように啓発や指導等をしてまいります。

提案 47	「飼い猫がその所有者等の管理する場所以外の場所においてふんを排せつした場合には、当該ふんをその場所から直ちに除去する等適正に処理すること。」を追加することを提案します。
------------------	--

【市の考え方】盛り込み済

飼い猫のふんにつきましては、飼い主の遵守事項（第7条第4項）により汚物及び汚水を適正に処理することとしています。

また、猫については係留の義務がないことから、飼い猫がどこでふんをしたか把握できない場合があります、さらに、作物を荒らしたり、器物を損傷することもあります。

このため、飼い主の遵守事項（第7条第5項）において、公共の場所及び他人の土地、建物等を不潔にし、又は損傷させないことを規定しています。

猫の飼い主の遵守事項（第13条第1号）においても、排便のしつけを行う等周辺環境に配慮した適正な飼養等を行うことにより人に迷惑をかけないように努めることと規定しています。

要望 12	「猫が苦手な者もいることに考慮して」という要素を追加することを提案します。
------------------	---------------------------------------

【市の考え方】その他

猫が苦手な人ばかりではなく、猫が好きな人や関心のない人に対しても迷惑をかけてはならないことから、原案のとおりとします。

提案 48	「飼い猫の所有者は、大規模災害の発生を想定し、その所有する猫に係る避難先の確認及び確保を行うとともに、日頃から災害発生時に必要な物資の備蓄、ケージによる飼養の習慣化等に努めなければならない」という文言を追加することを提案します。
------------------	--

【市の考え方】盛り込み済

災害時の対策としては、飼い主の遵守事項（第7条第9号）で規定しており、ご意見の内容はこの中に含まれていると考えます。

提案 49	<p>猫についての下記問題意識を宣言する条項を条文に盛り込むことを提案します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飼育放棄等不適切な飼い方をされた猫やその子孫が野良猫となって増え、ふんや尿による悪臭の問題を引き起こし、地域の生活環境に悪影響を及ぼしている ・野良猫への無責任な給餌が住民間のトラブルの原因となっているという現状がある ・殺処分となる猫の多くが野良猫の子猫である ・繁殖力が強いという猫の特性を踏まえた施策を打つ必要がある ・必ずしも猫が好きな人ばかりではないという実情を踏まえ、市民の理解の促進を図るよう施策を打つ必要がある
------------------	--

【市の考え方】その他

事例や感情について条文として入れることは不相应であるため、ご意見の追記は考えていません。

提案 50	<p>猫に限定した市の責務規定を以下の通り新設することを提案します。</p> <p>「第3条に規定する責務のほか、以下各号に掲げる責務を有する。</p> <p>(1) 飼い主のいない猫の不妊去勢手術等の措置を適切に実施すること、又はそれらの措置を行う者に対し支援を行うこと。</p> <p>(2) 市民等に対し、猫の習性及び適性、屋内での飼養に努めることをはじめとする飼い猫の適正な飼養の方法に関する知識を積極的に普及啓発を行うこと。</p> <p>(3) 飼い猫がみだりに繁殖して猫に適正な飼養を受ける機会を与えることが困難になるようなおそれがある事例を早期に把握し、当該飼い猫の所有者に対し、不妊去勢手術等の措置を適切に実施するために必要な指導及び助言を行うよう努めること。</p>
------------------	---

【市の考え方】盛り込み済

ご意見の施策については、市の責務（第3条）に包括されているものであり、具体的な施策については市の事業として取り組んでまいります。

このため、ご意見の内容について条例（案）に追記することは考えていません。

提案 51	<p>第13条第3項を「飼い猫がみだりに繁殖して適正な飼養等を行うことが困難となるおそれ、もしくは新たな所有者等を見つけることが困難になるおそれがあると認めるときは、生殖を不能にする手術その他の繁殖を防止するために必要な措置を講ずること。」に修正することを提案します。</p>
------------------	--

【市の考え方】盛り込み済

「新たな所有者等を見つけることが困難になるおそれがある」とは、「適正な飼養等を行うことが困難となるおそれがある」に含まれるため、原案のとおりとします。

提案 52	<p>第13条第2項を「飼い猫の健康と安全を保持する観点、鳴き声や糞害等による地域社会への悪影響を抑制する観点及び猫の繁殖力の強さに起因する野良猫の増加の抑制の観点等から、屋内での飼養等に努めること。」に修正することを提案します。</p>
------------------	---

【市の考え方】その他

鳴き声については飼い主の遵守事項（第7条）において、鳴き声、悪臭、羽毛等により人に迷惑をかけないことと規定しています。

また、繁殖に関しては第13条第3号で、みだりに繁殖して適正な飼養等を行うことが困難となる恐れがあると認めるときは、必要な措置を講ずることと規定しています。

提案 53	<p>第13条第1項を「～迷惑をかけないように努めること」ではなく「～迷惑をかけないようにすること」に修正することを提案します。</p>
------------------	--

【市の考え方】その他

人への迷惑については、それぞれの人によって感じ方が異なり、断言することが難しいため、原案のとおり「～努めること」が適切であると考えています。

第14条 飼い主のいない猫に繰り返し餌を与える者の遵守事項（17件）

提案 54	飼い猫、あるいは野良猫による糞尿に何十年も困っているのに、野良猫に餌を与えることを強く禁止してほしい
提案 55	外で生活する猫は至るところで糞尿被害を出すため、飼い主のいない猫には餌を与えてはいけないとして欲しい。
提案 56	捨て猫に餌をあげる人の責任をもっと法的に管理して欲しい。
提案 57	野良猫に餌を与える者は繁殖制限措置の実施を義務化し、罰則を設けるようにしたらどうか。
提案 58	飼い主のいない猫に繰り返し餌を与える者に対する規定を設けることに賛成。ただ、その行為自体を禁止していないことについては極めて疑問である。「飼い主のいない猫に繰り返し餌を与える行為」自体を禁止する文言を新設することを強く提案したい。

【市の考え方】その他

飼い主のいない猫に餌を与えること自体は法律で禁止されている行為ではありませんが、餌を繰り返し与えるだけでは、野良猫を増やすことにつながり、さらには放置された餌そのものやふん尿による被害、集まった猫に起因する生活環境への支障が生じる要因となります。

このため本条では、飼い主のいない猫（野良猫）に繰り返し餌を与える者の遵守事項として、周辺的生活環境の保全や繁殖防止措置、近隣住民等に理解を得られるように努めるものと規定しています。

野良猫に餌を与えている人などが不妊去勢手術を行うことにより、長期的な視点で野良猫の数を減らすことができ、地域課題の解決に向かうものと考えています。

提案 59	野良猫の飼養について、実際に飼養していたとしても飼い主が否認する可能性があるため、虚偽の報告を行った場合の対処についても厳格な措置をとるよう明記して欲しい。
----------	--

【市の考え方】今後の参考

飼い主のいない猫に繰り返し餌を与える者については、ご意見のとおり餌やりの事実を認めないケースも考えられます。

近隣的生活環境に支障が生じている場合は、情報収集や調査などにより事実確認を行い、本条例（案）による指導を行ってまいります。

提案 60	地域猫という名称と定義をしないと、近所の野良猫なのか飼い猫なのかかわからない猫に餌をやっている人と、公園の猫の避妊去勢をした猫に餌をやっている人の区別ができないのではないかと。
提案 61	野良猫（地域猫）の定義を明文化する。感染症予防と併せて、市民には徹底した広報を行い理解を求めたい。

【市の考え方】 その他

地域猫活動とは、地域住民が協力して飼い主のいない猫を世話し、数を減らしていこうという活動をいいます。

このため、一般的に地域猫とは野良猫のうち、人から餌を与えられたり、ふんの始末や周辺の清掃などが行われている猫を指します。

本条例では、地域の野良猫対策として、飼い主のいない猫に対し繰り返し餌を与える者は、周辺の生活環境の保全や繁殖防止措置、近隣住民等に理解を得られるように努めるものと規定しています。

今後も引き続き、周知啓発に努めてまいります。

質問 6	繁殖防止措置というのは、エサやりが不妊手術の費用を負担するという事か。
-----------------	-------------------------------------

【市の考え方】 その他

ご質問のとおりです。

飼い主のいない猫に繰り返し餌を与える者は、不妊去勢手術をはじめ、餌やふんの始末などの生活環境の保全、近隣住民の理解を得ることなどについても行わなければなりません。

質問 7	飼い主のいない猫に餌に繰り返し餌を与える者の遵守事項とあるが、どのようにそのような人を特定するのか。
-----------------	--

【市の考え方】 その他

飼い主のいない猫に餌を与える者が守るべき事項であり、ここで人物を特定するものではありません。

本条に違反し指導等の必要がある場合には、市民からの情報などにより対象者を把握してまいります。

その他 6	野良猫の不妊手術費用を市民が負担するという事に理解が得られるか疑問。
------------------	------------------------------------

【市の考え方】 その他

野良猫に繰り返し餌を与えるだけの行為は、野良猫を増やすことにつながり、さらには放置された餌そのものやふん尿による被害、集まった猫に起因する生活環境への支障が生じる要因となります。

このため、野良猫に繰り返し餌を与える者の責任として、不妊手術の費用負担や周辺環境の保全をお願いするものです。

要望 13	理解を得られるように努めなければならないについて、一市民に責任を押し付けすぎではないか。不妊手術代、餌代、糞尿の始末、全てボランティア活動で自己負担になる。近隣の方に理解を得るのは難しいので、第三者の自治体が入った方がいいと思う。
------------------	---

【市の考え方】 その他

飼い主のいない猫に繰り返し餌を与えるという行為は、地域の理解が必要であり、地域の野良猫対策は、地域住民が協力して飼い主のいない猫を世話し、数を減らすことにつなげていくものと考えています。

地域住民の理解が得られないまま餌を与えていると、近隣トラブルへの発展や、地域コミュニティの崩壊も危惧されます。

市が相談を受けることや助言をすることはできますが、直接的に関与することはできないものと考えます。

提案 62	飼い主のいない猫の管理を一部の市民任せ(市が当該問題に対して施策を講じていることは承知しているが、条例の規定だけを見ると)でいいのか。例えば、名古屋市の「名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例」第16条の4の「地域猫対策の推進」では市及び市民が協力して問題の根本的な解決をするための規定がなされていると思う。浜松市も名古屋市の同条例のような規定を設けて「地域猫対策」について条例に規定すべきと思う。
------------------	---

【市の考え方】 今後の参考

飼い主のいない猫の対策(地域猫対策)は市の責務(第3条)に包括されているものであり、具体的な施策・対策等については市の事業として取り組んでまいります。

このため、市の具体的な施策を条例で規定することは考えていません。

質問 8	野良猫に繰り返し餌を与えている人に対し、適切な餌やり方法等を市職員が直接指導を行っているか否かを教えてほしい。
質問 9	野良猫に繰り返し餌を与えている人が居り、地域の生活環境に悪影響が生じていると認められる場合、動物愛護教育センターに連絡すればいいのか否かを教えてほしい。

【市の考え方】 その他

市民等から相談があった場合は、職員による指導を行っています。

連絡の際には、場所や人物、猫の数、餌やり方法、被害状況などを詳細な情報を提供していただき、課題解決に向けて協同して取り組んでいきたいと考えています。

提案 63	「近隣住民その他のその行為の影響が及ぶ者と対話し、その理解を得なければならない」に修正することを提案します。
------------------	--

【市の考え方】 その他

近隣住民への周知や理解を求めることについては様々な方法があります。

また、近隣住民等の全員の理解を求めることが難しい場合もありますので、本条は原案のとおりとします。

提案 64	<p>以下の義務規定を新設することを提案します。</p> <p>(1) 時間を定めて餌を与えること</p> <p>(2) 実施後は、飼料及び水を速やかに回収すること。</p> <p>(3) 給餌等に起因して給餌等に係る場所を汚さないこと。</p> <p>(4) 給餌等を行う際に、猫の排せつのための施設又は設備を設置するとともに、排せつ物を速やかに当該施設又は設備から除去し、適正に処理すること。</p> <p>本来であればその行為自体を禁止すべきと考えるが、もし仮に現行通り容認するのであれば、いくばくかの具体的な制限事項を条例で定めるべきと考えます。</p>
------------------	---

【市の考え方】 その他

具体的な餌やりや周辺環境の保全方法につきましては、解説(ガイドラインなど)を作成し、周知啓発に努めてまいります。

第15条 犬又は猫の多頭飼育の届出(15件)

提案 65	規則で定める頭数は10頭ではなく5頭にすることを提案する。5頭であったとしても、多頭飼育崩壊につながりかねないとする。
要望 14	届出が必要な頭数については、個人により飼育環境が様々なため、考慮すべき点があるのでは。飼育頭数の上限についても検討すべきでは。
要望 15	「生後90日以内のものを除く」という記載は適切ではないように思う。 届出が必要な頭数は、飼育状況によって変わることが推測され、多頭飼育に関する根拠が定かではないので、届け出制と規則で定める数はさらに協議が必要。
質問 10	「規則で定める数以上」とは具体的にいくつなのか。一匹でもいれば周辺に被害が出るため、数の制限を設けなくてもよいのではないか。
質問 11	規則に定める数以上となったときは届け出るとあるが、具体的な数を条例中に書くのか。
質問 12	条例案では多頭飼育の基準を10頭としているが、何を基準に決めたか教えて欲しい。猫の繁殖スピードは速いので、10頭というのは多頭飼育崩壊対策としてはあまりにも緩すぎるのではないかと思う。
質問 13	猫の数え方についてどのように考えるか。外に拡がり、繁殖してしまった猫はどうするか。

【市の考え方】 今後の参考

規則では10頭以上と定めることを予定しています。

飼育環境や飼育者により、適正に飼養できる頭数に違いがあることは認識していますが、他法令や他市の状況等を参考とし、多頭飼育の崩壊につながる危険性や周辺環境へ与える影響を考慮した上で設定します。

なお、今後運用していく中で見直しをまいります。

「生後90日以内」については、成熟個体よりも環境への負荷が少ないことや生体が安定する時期、また、所有者の変動する可能性等を考慮して設定しました。

頭数の数え方については、直接飼養管理している数とします。

提案 66	多頭飼育崩壊は、貧困、障害、高齢等の問題が深くかかわっているの で、保健、福祉、教育等との連携を記載する必要がある。
提案 67	多頭飼育者に係る問題について関係部局と連携して対応してはどうか。

【市の考え方】 今後の参考

ご意見のとおり、多頭飼育問題は福祉分野や環境分野など、各分野が密接に関連している場合があります。

現在、住居等における物の堆積等による不良な生活環境の発生の防止及び解消のための支援などにおいても、各部署が連携して取り組んでいることから、多頭飼育においても同様に連携を強化して対応してまいります。

質問 14	動物の多頭の飼い方について動物愛護教育センターに訴えれば動物愛護教育センターが来て注意してくれるのか
質問 15	多頭飼育をしている人に対して指導をするのか。 指導することにより具体的にどうなるのか。 譲渡を案内した場合、団体等を紹介するということか。
質問 16	多頭飼育の届け出について、10頭を超えて届出をした後、さらに増えた場合はどうするのか。市は届け出を受理した後、必ず調査するようにしたらどうか。
質問 17	頭数が増えて市長に届け出た場合、市ではどのような対応をするか。 猫の引き取りもするのか。

【市の考え方】 その他

多頭飼育の届出がされ、多頭飼育の崩壊が危惧される場合は市が調査を行い、適切に飼育されているかを確認します。

将来的に多頭飼育崩壊が懸念される案件については、助言や指導をしていきます。

既に多頭飼育崩壊と認識できる状態の場合には、所有者や関係者などと対応について協議し、解決に向けて状況に応じた取り組みを進めてまいります。

提案 68	<p>第15条第1項において、以下の通り必須届出事項を条例内に明記すべきと考えるがいかがか。</p> <p>「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名 (2) 飼養施設の所在地 (3) 飼養数、性別、避妊又は去勢手術実施の有無 (4) 飼養施設の構造及び規模 (5) 飼養の方法 (6) 飼養の目的 (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項」</p>
------------------	---

【市の考え方】 今後の参考

届出事項については規則で定めていきます。

ご提案の内容については規則制定の際の参考とさせていただきます。

提案 69	<p>動物取扱業者及び動物愛護団体についても、第15条の対象に盛り込むことを提案します。近年、悪質な動物愛護団体等の行為が報道等で取り上げられるケースが増加しています。もちろん、動物愛護団体に第15条の義務を負わせることはその円滑な事業実施の妨げになり、むしろ動物愛護施策の後退につながりかねないという考えもあるかと思えます。しかし、性善説的な位置に立つのではなく、何か事件があった際には市が対応に苦慮しないよう、あらかじめ条例で規定しておく必要があるかと考えます。</p>
------------------	---

【市の考え方】 その他

動物取扱業者については、動物愛護管理法による規定がありますので、本条例の対象外としています。

動物愛護団体につきましては、過度の負担により事業の妨げとならないように考慮して運用してまいります。

第16条 特定動物の飼い主の遵守事項（6件）

提案 70	<p>5号について、「健康状態に注意し疾病の予防等健康管理を行い異常がある時は適切な措置をとること」、「人畜共通感染症に対する知識を持ち感染予防に努めること」としたらどうか。</p>
------------------	---

【市の考え方】 盛り込み済

ご意見の内容につきましては、本条に加えて、飼い主の責務（第6条）で飼い主は、動物の習性等を理解するとともに、飼い主としての責任を十分に自覚して、動物の適正な飼養等に努めなければならないと規定しており、健康管理や感染予防についてはこの中に含まれるものと考えているため、原案のとおりとします。

提案 71	<p>特定動物の逸走した際の規定について、「市長及び管轄警察署」となっているが、人⇔機関となっているため、「市長及び管轄警察署長」又は「市及び管轄警察署」として言葉を揃えるのはどうか。</p>
------------------	--

【市の考え方】 その他

地方自治法7章により、「市長」は個人ではなく、あくまでも地方自治法上の「執行機関」を指していることから、標記として問題無いと考えます。

提案 72	第16条第6号は「逸走した場合は自らの責任において、捜索し、収容すること」に修正することを提案する。
------------------	--

【市の考え方】その他

特定動物が逸走した場合の責任は飼い主にありますが、人の生命や身体、財産を侵害するおそれが高いことから、多方面からの早急な対応が必要となりますので、本条は原案のとおりとします。

提案 73	<p>第16条に以下の文言を追記することを提案する。</p> <p>「第3項の通報があった場合又は飼い主が直ちに判明しない特定動物等が逸走した場合で、人の生命、身体又は財産に対する急迫の侵害のおそれがあると認めるときは、その職員又は委託する業者をして、当該特定動物等を捕獲し、又は殺処分させることができる。」</p> <p>特定動物の逸走は人に重大な危害を加える恐れがあるとともに、近隣住民の外出がままならなくなるなど、重大な社会的問題に発展する。こうした事象は短期間で取り除く必要があると考える。実際に対処にあたる職員が、その判断に苦慮することなく対応できるようにするための根拠を、予め条文で規定することが重要と考える。</p>
------------------	---

【市の考え方】その他

特定動物が逸走した場合、その捜索や収容は飼い主の責務ですが、ご提案の規定を設けることにより、飼い主が自身の責務を放棄もしくは他者に依存する懸念が生じます。有事の際は飼い主が中心となり、市も補助する形で対応します。

提案 74	第16条第3項について、「直ちに」を「24時間以内に」に修正することを提案します。
------------------	---

【市の考え方】その他

特定動物が逸走したことによる被害を考えると、24時間の猶予を設けることなく直ちに通報すべきと考えます。

提案 75	第16条第1項に「捕獲用の器材等を備え、常に使用できるように整備しておくこと。」という順守事項を新設することを提案します。
------------------	---

【市の考え方】盛り込み済

第16条第1項第7号に規定があります。

第17条 特定動物の飼い主に対する措置（0件）

第18条 動物の譲渡（4件）

提案 76	法に添って具体的に記載する方が良いので、引取った動物についてできるだけ譲渡を含め生存の機会を講ずること、引取った動物が疾病・負傷している場合は必要な治療をすることを追加してはどうか。
------------------	---

【市の考え方】今後の参考

市が引き取った犬猫については、動物愛護管理法第35条第4項において譲渡することが努力義務となっています。

本市では、理由なき殺処分をゼロとするため、積極的に譲渡するように努めています。

また、引き取った動物が疾病や負傷している場合は、可能な範囲で治療をしています。

具体的な施策については、条例で規定することは考えていませんが、今後の市の事業のあり方として参考とさせていただきます。

提案 77	条例18条に記載があるが、これは譲渡できるという条項であって、殺処分0を目標とした積極的な施策ではない。 動物愛護管理法35条4項に記載されている「市は飼養を希望するものを募集し、譲り渡すように努める。」との市の責務に関する施策の具体的な条項を加えるべきである。
------------------	--

【市の考え方】今後の参考

譲渡促進のための具体的な施策を条例で規定することは考えていませんが、今後の市の事業のあり方として参考とさせていただきます。

その他 7	譲渡の条件として、「これを適正に飼養することができる」と認める者」では、譲渡基準が曖昧に感じられる。
------------------	--

【市の考え方】その他

譲渡基準については、別途作成のマニュアルで具体的な基準を設けて運用しており、定期的な見直しを図っています。

提案 78	「法第36条第2項本文の規定により収容された負傷した動物について、通報したものが希望した場合は治療後に譲渡することができる」を追加して欲しい。 負傷動物の保護は市の責務となっており、治療を行わなければならない。しかし、保護通報した人は、殺処分をされているのではと不安になるが、治療後の引き取りや保護した場所でのリリースができれば安心できるのではないか。
------------------	---

【市の考え方】その他

犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について（平成18年環境省告示第26号）により、所有者がいないと推測される又は所有者の発見ができない動物等は、できるだけ生存の機会を与えるように努めることとされており、負傷動物の譲渡は通報者に限らず行うことができます。

収容後の措置方針については、通報者が不安にならないよう丁寧に説明していきます。

第19条 立入調査等（2件）

質問 18	市民から苦情があった場合、市は現地に行って指導等を行っているのか。
------------------	-----------------------------------

【市の考え方】 その他

現在、必要に応じて、現地での調査や指導等を行っておりますが、今後も継続して実施してまいります。

提案 79	<p>第19条第1項は以下の通り修正し、第2項は削除することを提案します。</p> <p>「市長は、動物の管理について必要があると認めるときは、動物の飼い主その他の関係者に当該動物の飼養又は自己の所有する猫以外の猫に対する給餌等の実施の状況等について報告を求め、又はその職員をして、当該動物の飼い主その他の者の土地その他関係のある場所（人の住居を除く。）に立ち入って調査をさせ、若しくは関係者に質問をさせることができる。」</p> <p>自己の所有する猫以外の猫に対する給餌等の実施の状況についても、市に法的な調査権限及び指導の強制力を持たせるべきと考えます。法的な強制力がないことを理由に行政への相談者が納得できるような解決は難しく、継続した対応が必要となってしまうているの事。センターの業務負荷軽減の観点からも、猫への給餌に対する法的な調査権限及び指導の強制力を条例で担保するべきと思います。</p>
------------------	--

【市の考え方】 その他

第19条第2項は、飼い主のいない猫に繰り返し餌を与える者に対する調査も該当すると考えます。

第1項では特定動物に対する規定であり、第2項では特定動物を除く動物について規定しているため、併せて表記するとそれぞれがわかりにくくなると考えます。

また、飼い主のいない猫に繰り返し餌を与えている者については遵守事項（第14条）を規定しており、市民からの相談等があった場合は適宜対応してまいります。

このようなことから、原案のとおりとします。

第20条 動物愛護管理員の設置（1件）

提案 80	市民が参画協働して動物愛護施策を推進するため、市長の下に動物愛護推進協議会を置く規定を追加で設けて欲しい。協議会の組織運営・人員等については別途定める。
------------------	--

【市の考え方】 今後の参考

動物愛護推進協議会の組織体制につきましては、今後の参考とさせていただきます。

第21条 委任（0件）

第22～27条 罰則（1件）

要望 16	第25条の規定について、罰則の金額をもっと厳しくして欲しい（5万円以下）。
----------	---------------------------------------

【市の考え方】その他

本条例（案）の罰金の額については、罰則を科すのが目的ではなく、飼い犬による危害を抑止するため、係留義務違反や飼い犬が危害を加えた時の届出、措置命令違反などに罰則を設けることにより、飼い主の意識高揚を図るものです。

このため、罰金の額については原案のとおりとします。

その他（32件）

提案 81	動物愛護管理法35条、36条、県愛護条例12条に動物の引き取り、負傷動物の収容・治療が市の責務として記載されているが、条例には記載がない。本市の条例に記載することで本市の愛護意識がわかる。
提案 82	静岡県動物の愛護及び管理に関する条例の第12条には、「負傷した犬、ねこ等の治療等」の規定があり、動愛法第36条第2項の規定により都道府県等(政令市を含む。)は通報に基づき当該動物の収容義務が発生するが、県の条例と同様に同法に基づく収容に係る市長の責務について明確にするためにも条例に規定した方がいいのではないか。

【市の考え方】案の修正

いただいたご意見のうち、負傷動物の収容・治療につきましては、法第36条第2項の規定によって疾病や負傷した犬猫等の動物を収容したときは、治療その他必要な措置に努めるものとするを規定してまいります。

なお、犬猫の引取りについては、動物愛護管理法第35条に規定されていることから、重複を防ぐために条例では規定しないこととします。

提案 83	犬及び猫の引き取りについて、「法第35条第1項、第3項本文の規定によって引き取る場合、引き取りを求めたものは、動物収容後も引き続き引き取られた猫の新たな飼い主を探すように努めなければならない」としたらどうか。 引き取りを求めたものに飼い主探しの手伝いを求めることで、愛護センターの譲渡率も増えることになり、子猫等では保護者も里親を探すことで自分が助けた実感がわくと考えられる。
----------	---

【市の考え方】その他

市が引取りする場合は、飼い主に対して引取り前に新たな飼い主を探すことを条件にしています。このため、引取り時点では既に飼い主が譲渡を見つけることが困難な状況であると考えられることから、本条例（案）では規定しないこととします。

質問 19	飼い主のいない猫の、市による無料引き取りを生後6か月未満まで延ばすことはできないか。
------------------	--

【市の考え方】 その他

現在、飼い主のいない猫の引取りを行っているのは、動物愛護の観点から生後3か月未満の野良猫の子猫に限り、市が無料で引取りをしているものです。

一般的に3か月を超えた野良猫は自活できることから、引取りをする予定はありません。

質問 20	天竜区などでは、野生動物等の被害が多くある。市で何か対策はあるのか。
質問 21	区内で、野生のタヌキの糞害や、何かをくわえて持って行ってしまうといった苦情がある。所管する課や法律等を教えて欲しい。
その他 8	この条例には野生動物、リス、カラス、鳩、雀などに餌をやる行為や、捨てられて野生化したアライグマなどについての記載がない。
その他 9	この条例ではいくつかの地域で問題となっている、自宅敷地内で餌を毎日あたえて、カラスが増えたりカラスなどの糞や食べ散らかした餌が周辺人家にも広がり迷惑となっていることに対しては規制がなく全く役に立たない。

【市の考え方】 その他

本条例（案）は、人が飼養又は保管する動物を対象としており、野生動物は対象外となります。

ただし、動物愛護管理法第25条において、人の生活圏にいる野生動物は対象としているため、そのような動物への餌やり等で周辺環境が損なわれる事態が生じている場合は、指導等を行ってまいります。

提案 84	生体展示移動販売について条例で厳しい対応を求める。法に基づいた実施要項の作成、個体の健康が守られるよう獣医師による診断書の作成、輸送後に動物の健康チェックを2日間行ってからの販売等を義務づけることで動物福祉の向上に繋がると考える。
提案 85	飼い主の守るべき事項だけでなく、譲渡（販売）する者の責任も載せるべきでは。見た目のかわいさだけで動物をむやみに売りつけるのではなく、業者（個人を含む）は販売に際して、その動物の特性について説明し、資料を渡すようにしたほうがいい。さらに市の責務としてその資料を確認するようにしたらどうか。
提案 86	犬猫ブリーダーや販売業者による違法行為が、野良犬、野良猫の問題に拍車をかけているため、規制強化を行う。
提案 87	動物販売業者及びブリーダー等に対する規制・監理を強化してほしい。簡単に動物を購入できる環境が整っていること自体が良くないと個人的には考えている。市民が気軽に動物を購入できないようにすべき。
提案 88	動物販売業者の店舗の設備・様態に関する規制を強化してほしい。〇〇〇〇に所在する「〇〇〇〇」に対する規制を強化してほしい。一度状況を確認してほしい。
提案 89	ブリーダー等に対する規制をもっと強化すべき。〇〇〇〇に所在する「〇〇〇〇」に対する規制を強化してほしい。一度監察に入してほしい。
提案 90	ショッピングモール等に対する動物販売業者の出店規制を実施してほしい。屋内で、かつフードコートやクリニック等さまざまな店舗がある状況下で、動物を販売する店舗が同一のモール内に所在することは衛生的に適切ではないと考える。
質問 22	動物の愛護や管理に関する飼い主対策がメインであるが、これらに関連する事業者（動物病院、トレーナー、繁殖業者、ペットホテル、ペットショップ等）の責務はどうなっているか。

【市の考え方】 その他

動物取扱業に関する事項は、動物愛護管理法や環境省令で定められており、これらの規定に基づき指導等を行っています。

なお、法令等を超える規制を条例で定めることはできないものと考えています。

ご指摘の動物取扱業者等につきましては把握しており、立入調査や指導を実施しています。

ショッピングモール等への出店は、各法令の基準を満たしていれば認められることとなりますので、設置後に無断で施設や用途などを変更しない限り、適切なものであると判断します。

要望 17	犬猫に関する制度や条例の周知をしっかりと欲しい。
質問 23	この条例があることを犬、猫等を飼い始める人に対して周知をしているのか。
質問 24	犬や猫を飼育している市民は、浜松市にこのような条例があるという事を認識しているのか。市として本条例をどのように周知していくのか。
その他 10	この条例が制定されたことをいかに周知していくかがポイントになるので、分かりやすい言葉やイラストで解説されたものを配布・配信していく必要があると思われる。

【市の考え方】 今後の参考

条例制定後には、市民に分かりやすい解説（ガイドラインなど）を作成するとともに、広報はままつやインターネット等を利用し、条例の周知に努めていきます。

提案 91	犬猫の殺処分基準を明記する。殺処分0を目指したい。
----------	---------------------------

【市の考え方】 その他

本市では、理由のない殺処分ゼロを目指し、譲渡の推進などに取組んでいます。しかし、保護した犬猫の中には重い病にかかり治癒が見込めないものや衰弱が激しいため譲渡に適さない個体もあります。

なお、譲渡基準については、犬猫の譲渡マニュアルで具体的な基準を設けて運用しており、定期的な見直しを図っています。

提案 92	野良犬、野良猫の取り扱い並びに一時保護期間を明記する。保護期間の延長と里親譲渡会支援の充実化併せて関連施設の増床増設を検討されたい。各地に点在するボランティア組織との連携支援を強化されたい
----------	--

【市の考え方】 今後の参考

原則として犬には飼い主がいるものと考えているため、收容した犬については1週間公表し、飼い主を探しています。

飼い主が現れない場合は譲渡に向けた準備をしていきます。

野良猫に関しては、3か月未満の子猫に限り保護し、譲渡に向けた準備をしていきます。

譲渡対象となった犬猫の保護期間は設けておらず、最終的には譲渡につなげていきます。

ボランティアによる里親譲渡会を開催する場合は、動物愛護教育センターを利用することができます。

関連施設の増床増設につきましては、今後の犬猫の保護数や引取数などの状況により検討が必要となるものと考えています。

今後も、ボランティア組織とは、引き続き連携してまいります。

提案 93	ペット飼育に関する苦情内容を地図化して公表したらどうか。警察の犯罪マップの感じで具体的にどの場所かはわからない程度で
提案 94	ペット手帳を発行してはどうか。飼育者としての講習受講や注射、薬等の履歴を記録する。
提案 95	公園等にあえて犬の排泄可能な場所を設けたらどうか。ドイツやスペインの観光地では、公園の入り口の一角にマーキングコーナーがある。

【市の考え方】 今後の参考

いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。

提案 96	条例の名称に「飼養」という文字を追加したらどうか。
----------	---------------------------

【市の考え方】 その他

本条例（案）は、動物愛護管理法の規定に基づき定めていることから、法律と同じ名称にしています。

要望 18	TNR活動のことを広めてほしい。広報、メディア、学校の授業等、たくさんの方に知ってもらって、野良猫ゼロの地域にして欲しい。
----------	---

【市の考え方】 今後の参考

ふん尿被害などの地域課題を解決するためには野良猫（飼い主のいない猫）を減らしていく必要があり、そのためのTNR活動は大変重要な取り組みであると考えていますので、TNR活動については引続き普及啓発に努めてまいります。

要望 19	条例の制定に全面的に反対。
----------	---------------

【市の考え方】 その他

本市における人と動物の共生する社会の実現を図るため、本条例（案）を策定し、動物の適正な取扱いその他動物の健康や安全の保持、動物による人の生命や身体、財産に対する侵害の防止、生活環境の保全などを行っていく必要があると考えます。

その他 11	条例案を読んだところ、極めて先進的な規定が盛り込まれていると感じた。
その他 12	条例案に新規で盛り込むことに賛成。また、それぞれ各項目で掲げる要素についても、新規事項として盛り込むことについて賛成。

【市の考え方】 今後の参考

いただいたご意見は、参考とさせていただきます。

提案 97	第 6、7、8、9、10、13、14、15、16 及び 17 条に違反している可能性があると思われる場合を発見したときは、市民は、市に対して通報することができる旨の規定を設けることを提案する。
----------	--

【市の考え方】 今後の参考

市民が市に対して通報することは、条例の有無に関わらず日常的にできるものですので、本条例（案）で規定することは考えていません。

提案 98	<p>すべての飼育されている動物（特定動物以外も含む）を対象に、以下の通り、措置命令に関する条文を新設することを提案します。</p> <p>「市長は、動物が人の生命、身体若しくは財産を侵害したとき、又は侵害するおそれがあると認めるときは、当該動物の飼い主に対し、次の各号に掲げる措置を命ずることができる。」</p> <p>(1) 施設を設置し、又は改善すること。</p> <p>(2) 動物を施設内で飼養し、又は保管すること</p> <p>(3) 動物に口輪を付けること。</p> <p>(4) 動物を殺処分すること。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、必要な措置」</p>
----------	--

【市の考え方】 今後の参考

動物による人や財産への危害の程度や危険性は、動物の種類によっても異なるため、それぞれの実情に合わせた指導をしていくこととし、本条例（案）では具体的な内容につきましては規定しないものとします。